

変額保険（有期型）＊を活用した退職金準備プランについて

＊必ず3～4ページ目の「変額保険に関するご注意」をご参照ください。

①福利厚生制度の充実が図れます

死亡退職金・弔慰金：死亡保障があるので不測の事態にも対応できます。

※退職金規程に、死亡保険金を退職金とみなす旨の条項が必要となります。

生存退職金：退職金原資を準備できます。

※資産の運用実績によっては解約返戻金または満期保険金が全くなくなるか、ごくわずかとなる可能性があります。



②経営者（役員）が被保険者になることも可能です

役員の退職金準備にも活用できます。

※ただし、個人事業主が契約者の場合は、個人事業主および専従者家族が被保険者になっても保険料の2分の1の必要経費算入は原則できません。

③契約形態により保険料の1／2が損金算入できます

契約形態や普遍的加入等の要件など、一定の条件を満たせば保険料の1/2を福利厚生費として損金算入することができます。

<契約形態>

契約者	被保険者	満期保険金受取人	死亡保険金受取人
法人（個人事業主）	役員および従業員	法人（個人事業主）	被保険者の遺族

上記のほか所定の条件（普遍的加入等）を満たす場合、払い込んだ保険料の2分の1が損金（必要経費）に算入できます。

④一時的な事業運転資金には契約者貸付が活用できます

一時的に運転資金が必要になった場合等には、契約者貸付制度を活用して資金調達が可能となります。

※貸付には所定の利息が発生します。貸付額と利息の合計額が解約返戻金を超えた場合、失効し保障がなくなります。また、貸付の元利金が未返済の場合、お支払いする保険金等の額から控除いたします。

⑤保険料の払込が困難な場合は、減額・払済に変更できます

- ・減額・復旧については、残りの保険金・給付金等が会社の定める額を下まわる場合は減額できないなど、会社所定の制限等があります。
- ・払済変更後の保険金額は低くなります。また、付加されている一部特約は所定の要件を満たしたものを除き消滅する等の制限があります。

⑥生存退職金は、契約者（会社）からお支払いいただけます

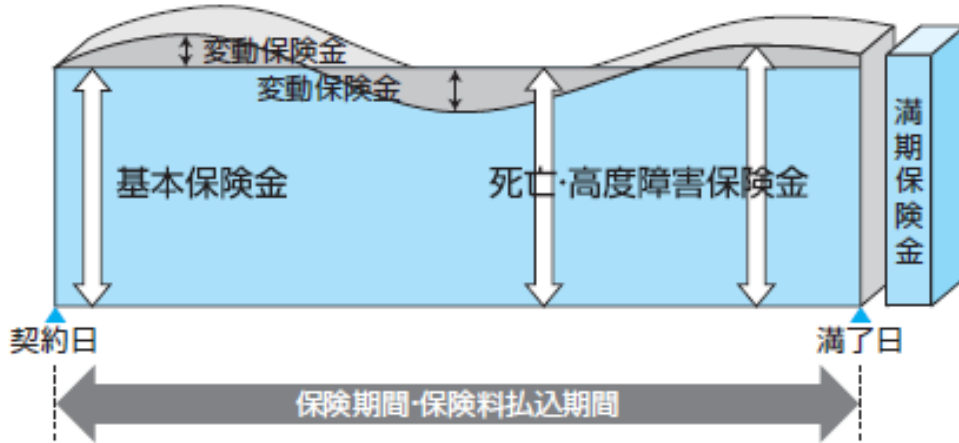
- ・中途退職時には解約返戻金、定年退職時には満期保険金等をご活用ください。
- ・保険契約の現物支給も可能です。
- ・死亡退職時には、死亡保険金を保険会社より直接ご遺族へお支払いします。

「変額保険(有期型)」とは？

死亡保険金・弔慰金と生存退職金の準備を同時にでき、
企業の福利厚生制度にご利用いただけます。



仕組み図 例①



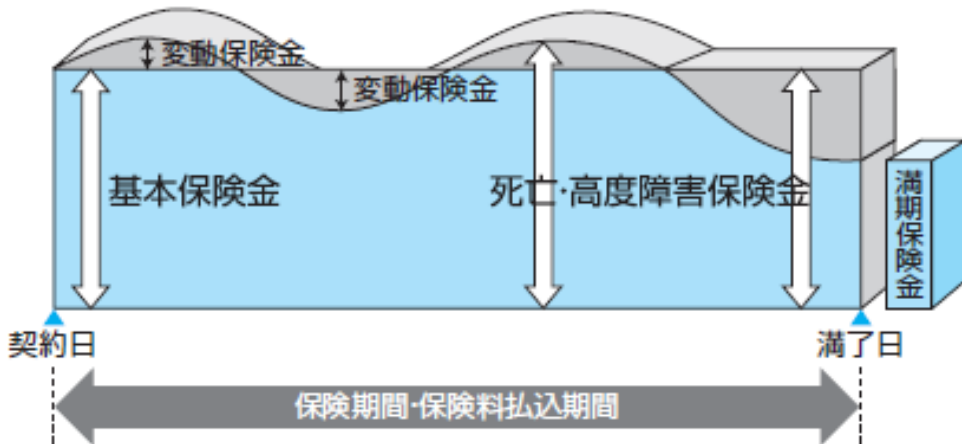
死亡・高度障害保険金の特徴

毎月1日に運用成果によって増減します。

ただし、**最低保証の基本保険金額を下回ることはありません。**

解約返戻金と満期保険金には最低保証がありませんが、
死亡・高度障害保険金は基本保険金額が最低保障されます。

仕組み図 例②



変額保険（終身型または有期型）への変更が可能

変更日の前日末の積立金額を一時払保険料とする変額保険
（終身型または有期型）へ無選択で変更ができます。

※「**保険期間満了日前3か月以内**」かつ「**解約返戻金<基本保険金額**」の場合

変額保険に関するご注意

変額保険に関するご注意

変額保険について、特にご注意いただきたい事項がありますので、必ずご一読ください。

なお、特定保険契約に付加される特約および特則のうち、一般勘定で運用されるもの（医療保障等）に関する費用については、特定保険契約とは別に費用が生じます。

運用リスク

この保険は、特別勘定の運用実績に応じて積立金額、保険金額、年金額および解約返戻金額が変動*1します。また、満期保険金額*2、年金の合計金額*3、（災害）死亡保険金の額*3、および解約返戻金額は特別勘定の運用実績により払込保険料合計額を下まわることがあり、損失が生じるおそれがあります（満期保険金額*2、年金の合計金額*3、死亡保険金の額*3および解約返戻金額に最低保証はありません。）。なお、特別勘定に属する資産の運用実績に影響を与える指標には、金利、為替レート、株価、債券価格、その他の有価証券相場等があります。この保険に関する運用リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

お客様が繰入比率の変更や積立金の移転を行われた際には、選択された特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなります。

*1 特約の保険金額・給付金額は主契約と異なり変動することはありません。

*2 変額保険（有期型）の場合

*3 変額保険（年金型）の場合

変額保険のご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は「保険関係費用」「運用関係費用」「年金で受け取る場合の費用」「解約控除」を合算した額となります。なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

【保険関係費用】

お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等に充てられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持・死亡保障等に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢・性別等によって異なり、保険契約の締結後も変動するため、その数値や計算方法を記載することができません。

【運用関係費用】

特別勘定の運営に要する費用については、特別勘定の種類ごとに積立金から実費を控除します。積立金からの控除は、控除率（年率・税込）を用います。

控除率は、特別勘定の運営に要した費用（人件費、物件費、投資顧問料等）を基準にして定期的に見直すため、ご契約後も定期的に控除率が変動いたします。ただし、控除率の上限値については0.2%とします。

最新の控除率については当社ホームページ（<https://www.prudential.co.jp/caution/hengaku.html>）をご参照ください。

また、投資信託にて運用を行う場合、別途、信託報酬が投資信託の純資産総額から控除されます。各特別勘定にて投資する投資信託の信託報酬（年率・税込）は以下のとおりです。

【株式型および総合型のうち国内株式に対応する信託報酬】

SMTAM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）・・・0.0429%（2023年9月現在）

SMTAM日本株式クオンツ・バリュース戦略ファンドVL-P（適格機関投資家専用）・・・0.3740%（2023年9月現在）

東京海上・日本株式GARP＜適格機関投資家限定＞・・・0.4180%（2023年9月現在）

【総合型のうち外国株式に対応する信託報酬】

MUAM 全世界株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）・・・0.2585%（2023年9月現在）

【米国株式型における信託報酬】

SPDR® S&P500® ETF・・・0.0945%（2023年9月現在）

iシェアーズ®・コア S&P 500 ETF・・・0.03%（2023年9月現在）

【REIT 型および総合型における信託報酬等】

REIT 型ならびに総合型で運用する不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（REIT）にかかわる信託報酬等については、REIT によって変動し、また発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、その数値や計算方法を記載することができません。

上記費用の他、有価証券の売買委託手数料、信託財産留保額等がかかり、お客様が間接的にこれらの費用を負担していることになります。また、これらの費用は発生前に金額や割合を確定することが困難なため、その数値や計算方法を記載することができません。

【年金で受け取る場合の費用】

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2023年9月現在）を年金受取日の責任準備金・積立金より控除します。

特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（2023年9月現在）を年金受取日の年金原資*より控除します。

*次の保険種類については「前払対象保険金額」と読み替えます：介護前払特約

【解約控除】

契約日から10年未満かつ保険料払込期間中に解約・減額*等をした場合、計算基準日の前日末における積立金額から、経過年数に応じた所定の金額（解約控除）を控除した金額が解約返戻金額となります。なお、解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険金額・基本年金月額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。

*変額保険（年金型）において、積立金額の減額を行う場合は、解約控除はありません。

【法人向け保険について】

法人向け保険商品は、被保険者様に万一のことがあった場合、（死亡）保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とした保険商品です。

法人保険のご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

払込保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金等は受取時に益金算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。法人から役員等への名義変更についても、原則、節税効果はありません。

- ◆ 記載の取扱は登録日現在の取扱によるもので、将来変更となることがあります。
- ◆ 当社がご提案する保険（特約）は、すべて無配当保険です。
- ◆ 保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。
- ◆ ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆ 経理処理例は、「令和元年6月28日付法人税基本通達9-3-4（課法2-13課審6-10等により改正）」等を参考にしています。
- ◆ 経理処理例は、ご契約当初もしくは経過年数に応じて表示してありますが、実際の経理処理はご契約の経過期間および保険種類・保険料払込期間等によって取扱いが異なる場合があります。個別の取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。
- ◆ 経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- ◆ このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。
- ◆ このご案内は、登録日現在の税制に基づいています。税務取扱に関しては、保険種類および契約形態等にしたがって各税務通達等で定められておりますが、その諸否については事例ごとに判断される場合が一般的です。また、将来その処理方法が変更される場合があります。個別の取扱いに際しては、所轄の税務署にご確認ください。
- ◆ お客様の年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- ◆ 商品の詳細については、お客様の知識・経験・財産の状況および契約締結の目的に照らしてご説明させていただきます。